

# 税制改正に関する提言

去る9月19日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

## 〈はじめに〉

我が国経済は大きな転換期を迎えている。世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ているからである。日本銀行は本年3月、物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施した。植田和男日銀総裁はさらなる利上げも示唆している。官民で取り組んできた賃上げをめぐっても今年は33年ぶりの高い水準の賃金上昇率を記録した。株式市場もバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は「失われた30年」を経て、正常化に向けて着実に歩み出している。

これまでの政府・与党の経済・財政運営は、デフレからの脱却を最大の目的と位置付け、需給ギャップを埋めるための需要喚起策に重点が置かれてきた。だが、ここに来て政府・日銀が目指してきた「2%程度の消費者物価目標」が継続的に達成されるようになり、これからはインフレに対する警戒も要する段階に入ったと考えるべきである。そうした中では日本経済の構造的な問題にも目を向ける必要がある。とくに少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足は深刻化している。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかしながら、新型コロナウイルス禍の危機を乗り越えるために大規模な財政出動が講じられた後、政府・与党の経済・財政運営が平時に向けて転換したとは言い難い。コロナ危機対応が終了しても、今度は物価高対策を名目とする新たな補助政策が次々に講じられ、どの段階で補助を終わらせるのかという出口戦略は明確に示されていない。こうした情勢下で国債発行という借金頼みの財政運営が漫然と続けられているのは問題である。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも国家的な課題であると改めて認識すべきである。

日銀が物価上昇に伴って今後、金利をさらに引き上げれば、国債の利払い費も増大する。インフレは税収を押し上げる面もあるが、経済成長率が金利水準を下回れば、借金が借金を生む悪循環に陥る恐れがある。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担う。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせない。

## 〈令和7年度税制改正スローガン〉

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

## 〈税目別の具体的課題〉

### 1. 法人税関係

#### (1) 役員給与の損金算入の拡充

##### ① 役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

##### ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、中小企業にも対応可能なコーポレートガバナンスを高める措置を講じることを条件に、同族会社における役員業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

#### (2) 少額減価償却資産の見直し

少額の減価償却資産の損金算入制度について、複数の取得価額基準が混在している。税制の簡素化、事務処理の簡便化の観点から、全ての制度を統合し、全ての法人について取得価額50万円未満は全額損金算入できるように見直すこと。

#### (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

#### (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制については、令和6年度税制改正で「子育て両立支援・女性活躍支援」の上乗せ要件が新たに講じられるとともに、5年間の繰越控除が可能となった。しかし、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、賃上げ率の要件を緩和すること。



## 2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復  
所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。  
なお、「退職所得控除」の見直しが検討されているが、老後の生活設計を妨げることに繋がるとともに、企業の人材確保や従業員の労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。
- (3) 個人住民税の均等割  
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

## 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し  
被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和4年は9.6%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。  
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ  
経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

## 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し  
令和6年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも3年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。  
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。
  - ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直すこと。
  - ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直すこと。
  - ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
  - ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。
  - ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止  
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮する必要がある。
- (3) 超過課税  
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税  
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

## 5. その他

- (1) 印紙税の廃止  
印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。
- (2) 配当に対する二重課税の見直し  
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (3) 電子申告の促進  
国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。
- (4) 森林環境税の検証  
本年度から施行されている森林環境税については、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証する必要がある。